

## 地域福祉活動の実績について（ケアタウン推進事業）

### 1 ケアタウン推進事業

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている方々に対し、制度的な枠組みを越えて支援を行うため、市内各地区（26地区連合自治会）が市と協定を結び下記①～⑩のいずれかの事業を実施している。

活動内容

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ①人材・担い手の育成   | ②市民意識の向上    |
| ③福祉教育の推進     | ④相談・交流の場の確保 |
| ⑤交流の仕組みづくり   | ⑥団体間の連携促進   |
| ⑦相談体制の充実     | ⑧情報提供の充実    |
| ⑨生活支援サービスの提供 | ⑩災害時支援体制の充実 |

令和元年度までに全26地区と協定を締結し、各種事業を実施。（裏面のとおり）

### 2 事業メニュー、成果

ケアタウン推進事業（金額：1地区10万円）

- ・ 上記10のメニューのうち、いずれかを実施するもの
- ・ 令和元年度までに全26地区で実施

生活応援隊事業（金額：1地区10万円）

- ・ 地域の高齢者等を対象に、介護保険制度に該当しないような日常生活での些細な困りごとに対応する有償ボランティアによるサービス事業
- ・ ケアタウン推進事業を実施していて、新たに上記⑨を実施するもの
- ・ 現在、7地区で実施

担い手育成事業（金額：1地区5万円）

- ・ 企画・人材・連絡調整等を担う人材や組織の設立、強化に関する事業を実施するもの
- ・ 現在、3地区で実施

### 3 課題

- ・ 活動の担い手や参加者の世代交代
- ・ コロナ禍における活動自粛への対応
- ・ オンライン会議などデジタル技術の活用に向けた推進役確保

### 参考 ケアタウン構想

市民一人ひとりが、高齢者や障害者といった対象者の区分にこだわらず、法制度の枠組みも越えて、多くの担い手・関係者が一体となって、様々な困りごとや生きづらさに寄り添い、支え合っていこうというもので、平成22年3月に本市の福祉民生分野の政策の基本的な考え方を示すものとして、公表したものの。